

律令陵墓制の特質について

—陵戸の考察を通じて—

石井輝義

キーワード

律令 陵墓制 陵戸 守戸 神戸 壓葬制 良賤制

はじめに

日本古代の喪葬制を明らかにする上で、看過する」との

できない問題として、「陵墓」をあげることができると考
える。〔陵墓〕に関する研究は、膨大であり、数え上げれば、
枚挙にいとまがない。特に、「近年の陵墓研究の隆盛には
目を見張るものがある」と指摘されるように、それらが造
営された当該期を対象とする日本古代史だけでなく、広く
日本史の中で、考古学、文献史学、さらには民俗学など、

さまざま側面から、多くの論点が提示されている。古代史
の文献史学からは、「陵墓を律令国家・天皇の出現と明確
に関連づける視点」が提示され、研究の深化が著しいといつ
ても過言ではない。

そのような中にあっても、「陵墓」に関する研究は、未
だ検討の余地が残されているように思われる。「陵墓制」
の創設期にあっては、ことに、その守衛者である「陵戸」
との関連では、未だ多くの課題が残されているように思わ
れてならない。そこで、本稿では、「陵墓」に関して、そ
の成立という点に着目し、守衛者との関係の中で、可能な
限り、私見を示してみたいと思う。

一、延喜諸陵寮式について

陵墓に関する史料、特に、陵に関する史料は、天皇に関する史料であるにもかかわらず、断片的なものが現存するに過ぎない。『延喜式』所載の諸陵寮式は、これまでの陵墓研究において、最も多くの研究が出されていると言つても過言ではないだろう。しかし、この『延喜諸陵寮式』においても、主な記載は、陵墓を列挙した陵墓歴名に留まつてゐるといわざるを得ない。⁽⁴⁾

その記載の特徴に関するでは、和田軍一氏の研究⁽⁵⁾に依拠して進められてきたと言つて良いと思う。和田氏の指摘は、次の三点に要約できる。

(1) 陵墓歴名は、神功皇后を除き、天武天皇までは、即位したとされる天皇に限定されており、天皇の崩御に準じる形で記されている。

(2) 草壁皇子の真弓丘陵から平城皇后である藤原帶子の河上陵までは、歴代順に記載されているとはいえ、崩

御順とは言えない。

(3) 清和天皇の母である藤原旅子の宇波多陵から、宇多天皇の皇后である藤原溫子の後深草陵までは、天皇や皇后の崩御順や歴代順に準拠していないが、存置順が一致している。

和田氏のこの分類は、「おそらく動かない」とも指摘されるように、通説的な位置を占めていると言つて良いと考える。時野谷滋氏は、和田氏の分類に基づいて、さらに、重要な指摘をされている。⁽⁶⁾ 和田氏が言われた(1)のうち、神代の山陵を除けば、即位天皇だけを記録していることを指摘された。しかしその中には、神功皇后陵を含んでいる。神功皇后が当時は即位天皇と同じ扱いをされていたとする点は、やや課題を残すと思う。時野谷氏は、「当時」を持続期段階と想定されているが、『日本書紀』では、神功皇后の他、日本武尊や飯豊皇后女、厩戸皇子も、「陵」と表記されている。⁽⁸⁾

持統期では、日本武尊や飯豊皇后女も即位天皇と認識されていた可能性は、否定できず、神功皇后のみが一人、陵墓歴名に「陵」として記載されることは、やや疑問と言わざるを得ない。しかし、そのような中であつても、諸陵寮式の(1)の実質的な成立、後の改制に影響を受ける部分を除いて、持統五年以前に完成した歴名をそのまま継承していると指摘された点は、重要である。喪葬令集解先皇条所引の古記説の「除即位天皇以外。皆稱悉墓」に準拠しており、持統崩御を待たない、それ以前の段階で陵墓歴名の成立を指摘されている。具体的にはその時期を、「陵戸」に関する詔が出された持統五年とされている。

これに対しても北康宏氏は、歴名の成立段階に基づいて、和田氏とは異なる分類を提示された。⁽⁹⁾

- A 神武天皇から、平城皇后である藤原帶子の河上陵まで。
B 神代の日向埃山陵と日向高屋山上陵、日向吾平山上陵の三陵。さらに清和天皇の母である藤原旅子の宇波多陵から、文徳天皇の生母である藤原順子の後山科陵まで。

C 藤原沢子の中尾陵から、宇多天皇の皇后である藤原温子の後深草陵まで。

このうち、最も大きく異なるのは、藤原順子の後山科陵と藤原沢子の中尾陵を異なる分類とした点である。和田氏の（1）と（2）は、従来、『弘仁式』段階までに一定の方針でまとめられ、編纂されたとされてきた。それに対して、北氏は、藤原順子の後山科陵までが、『貞觀式』の編纂段階で、まとめられ、それ以後が順次追加されたとされた。『弘仁式』ではなく、『貞觀式』の成立を分類上で重視したのは、「貞觀段階で弘仁の歴名の配列手が加えられた可能性はない」という認識に基づいている。

藤原順子が、貞觀十三年九月に崩御し、『貞觀式』の成立と同年であること、兆域記載が欠如していることや、「假陵戸」という唯一の記載を有していることで「不統一な用語が使われている」ことを根拠として、『貞觀式』

が完成した後に、末尾に追加されたとされた。そしてC群を、「貞觀式」から、「延喜式」編纂時もしくは、それ以前に追加されたとした。したがって、和田氏と北氏の分類の相違は、「延喜式」に先行する式のうち、「弘仁式」と「貞觀式」どちらを重視するかという点によるところがある。

このように、これまでの研究は、延喜諸陵寮式の成立時期の検討を通じて、律令陵墓制の成立時期を明確にすることを中心進められてきたと考えることが出来る。そのことに留まらず、陵墓の营造と時期を同じくする可能性の高い『日本書紀』や『古事記』と、延喜諸陵寮式の比較検討を通じて、その記載の共通性から、陵墓制の成立時期を明らかにする研究も試みられている。⁽¹⁰⁾

ここで確認しておくべきことは、北氏の指摘もあるように、延喜諸陵寮式の成立が、「律令国家陵墓制」や「律令陵墓祭祀」の成立と密接に関わることである。⁽¹¹⁾ 延喜式諸陵寮式の成立は、「弘仁式」の段階に体裁が整い、「延喜式」編纂の段階にいたって、その間の陵墓が追加され成立したとする見解が一般的である。それに對して、陵墓制の成立は、律令国家の成立と密接に関わり、七世紀から八世紀前後を想定されていることも、諸氏の見解が一致するところである。

律令陵墓制の特質について（石井）

陵墓制の研究が、その成立期の史料ではなく、二〇〇〇年ほど後の史料に依拠して進められてきたことは、史料的制約上、認めざるを得ない。陵墓歴名が主たる記載であるとはいえ、断片的な史料が多い中で、延喜諸陵寮式が、陵墓制に関する最も豊富な史料群あるという見地から、考察が進められてきたことは否定できない。

ここで、改めて、延喜諸陵式の歴名記載部分の構造を、確認してみたいと思う。その構造をまとまるに、次のようになると考える。

(イ) 陵墓名の記載

(ロ) 埋葬者の記載

(ハ) 陵墓の国郡名の記載

(二) 兆域もしくは四至の記載

(ホ) 守衛者に関する記載

以上の五点を、主たる記載として、あげることができる。

これらのうち、これまでの陵墓制に関する多くの研究は、(イ) (ロ)を中心にして進められてきた。これらの記載順が、崩御もしくは死亡時期などのような関連にあるかが、主な分析視角であつたとができる。その上で、延喜諸陵寮式の成立時期を明確にし、律令陵墓祭祀の成立時期

を明らかにすることで、日本の律令国家段階における「陵墓」の持つ意味を明らかにすることに、主眼がおかれていたということができると考える。

その一方で、(ホ)に関する「陵戸」に関する研究も多くあげることができる。それらの研究は、陵戸について、養老令では賤民として位置づけられていながら、大宝令では、賤身分ではなかつた可能性が指摘され、その性格付けに関するさまざまな研究が行われている。陵墓の守衛に関する人々が、どのような認識を持つて、律令国家の体制に組み込まれていたかを検討するという視角で、多くの研究が蓄積されていくと言つて良いと思う。

しかし、そのような中にあっても、延喜諸陵寮式の「(ホ)守衛者に関する記載」に関する記載について、管見の限りであるが、詳細な分析を見ることができない。延喜諸陵寮式の陵墓歴名の守衛者に関する記載は、多彩であるといつてもいいと考える。それは、守衛者とされる規定以外の記載を見るためである。その表記を分類してあげると、次のようなになる。

- (a) 陵戸
- (b) 墓戸
- (c) 守戸

(d) 假陵戸

(e) 無陵戸

(f) 無守戸

(g) 無守戸—陵戸兼守

これらについて述べる前に、まずは、陵墓の守衛に関する規定を確認しておく必要があるだろう。延喜式諸陵寮式では、陵墓歴名の他に次のような規定を有している。

史料A 『延喜諸陵寮式』

凡山陵者。置陵戸五烟令守之。有功臣墓者。置墓戸三烟。
其非陵墓戸。差點令守者。先取近陵墓戸充之。

この記載に依れば、陵墓の守衛者は、「陵」が「陵戸」、「墓」が「墓戸」と定められている。さらに守衛者の不足に備えて、「陵墓戸」の「近」を取り充てることが、「非陵墓戸」を差す場合として規定されていることがわかる。上

式」では、「守戸」に関するさまざまな記載の可能性が指摘されている。それに対して、瀧川政次郎氏は、検討の余地を残すとしながら、自らの見解を示すには至っていない。北康宏氏の検討においても、「假陵戸」については、「諸陵式唯一の独自の記載」するのみで、その意義については

のような理解で解することが可能であろう。

このような解釈が成り立つ一方で、(d) 假陵戸や (f) 無守戸、(g) 無守戸—陵戸兼守の表記は、理解が困難となる。陵戸の不足にあたって臨時に徵発された守衛者が、「守戸」であるならば、(d) 假陵戸は、まさに「守戸」であると言わざるを得ない。それにも関わらず、陵墓歴名には、明らかに「假陵戸」と記載されているのである。

また、(f) と (g) にみえる「無守戸」も、同様に、成り立つ可能性が無くなる。臨時の徵発による守衛者が無い、と言うことが成り立た得るとは、考えられない。陵戸・墓戸不足に際して、臨時徵発による守衛者の「守戸」すら設置されない、という意味であろうか。しかし、この場合も、本来は、「無陵戸」もしくは「無墓戸」と、するべきであろう。「無守戸」という記載が成り立つためには、臨時徵發であつたとしても、「守戸」に何らかの意味が付加されていると考えなければならないであろう。

このことについて、厳格な編纂段階を経ていない『延喜式』では、「守戸」に関するさまざまな記載の可能性が指摘されている。それに対して、瀧川政次郎氏は、検討の墓守衛者に関する研究は、管見の限りであるが、(c) 墓戸を「其非陵墓戸。差點令守者。先取近陵墓戸充之。」による守衛であるとしてきた。(e) 無陵戸については、こ

律令陵墓制の特質について（石井）

論究されていない⁽¹⁷⁾。利光三津夫・長谷山彰両氏は、陵戸に關する令規定について、詳細な検討がなされている⁽¹⁸⁾。しかし、両氏の研究においても、「假陵戸」やそのほかの守衛者の記載の意義については、詳細に検討されていない。

このことを明らかにするためには、陵墓の守衛者がどのような性格を有するものであるかを明確にする必要があると考える。陵墓の守衛者の成立過程が、何らかの意味で陵墓制の成立に影響を与えていた可能性も推測されるのである。

二、陵墓守衛者の成立について

陵墓の守衛者に関する最初の規定とされる条文をあげると次のようになる。

史料B 『日本書紀』持統五年十月乙巳条

詔曰。凡先皇陵戸者。置五戸以上。自餘王等。有功者置三戸。若陵戸不足。以百姓充。免其徭役。三年一替。

史料Bは、持統三年⁽¹⁹⁾に完成されたとする飛鳥淨御原令との関係で、「陵戸」に関する規定であるとされている。そ

して、この記事が、「令制の陵戸守衛制の起源を示す史料

である⁽²⁰⁾」ことは、これまで指摘される通りであろう。そして、史料Bが、養老令の規定として現れたものが、次にあげる史料C 養老喪葬令先皇陵条であるとされている。

史料C 養老喪葬令先皇陵条

凡先皇陵。置陵戸令守。非陵戸令守者。十年一替。兆域内。不得葬埋及耕牧樵採。

史料Cの大宝令文が、どのようなものであったかは、議論が分かれるところである。それは、「陵戸」の表記が、大宝令では存在しなかつた可能性が想定されるためである。そのような中につても、史料Cのもとになる大宝令文が存在したことは、諸氏の一致するところである。

史料Cのうち、「陵」の記載に、直接、関わる部分について、大宝令でどのような記載であったかを明らかにするとため、「先皇」に関する「令集解」法家諸説を法家別に区分してあげると、次のようになる。

謂。先代以來帝王山陵皆是也。帝王墳墓。如山如陵。故謂之山陵。其皇后皇太子墓。在令無文。須依別式也。

釋云。先皇陵。先代以來帝王也。帝皇葬因陵如陵。故云

陵也。見名例。

古記云。陵。謂墓一種。以貴賤爲別名耳。帝皇葬因陵如陵。故云陵。問。三后及太子斂之處。若爲稱。又令守以不答。除即位天皇以外。皆悉稱墓。又令守名爲墓守。見官員令別記也。

跡云。令守。三后皇太子墓之人不見文。故有別式。(朱云。額同。)

朱云。先皇陵者。无先皇除限。皆常可置耳。額同。太上天皇陵皆同。但所充之陵戸數。可有別式。額同。

ここには、義解、釈説、古記説、跡説、朱説の五つをみることができる。これらのうち、古記説では、「陵」を「墓一種」としながらも、「帝皇葬因陵如陵。故云陵。」として、その用法を註している。また、「除即位天皇以外。皆悉稱墓」としていることから、「陵」の文言が、天皇に限定されたことが明らかになる。大宝令文においては、他とは区別された「陵」の用法、すなわち「陵」と「墓」の区別の成立をみるとできると考える。また、「陵戸」の文言の成立に問題は残されるものの、次にあげる史料Dに

よつて、このことは、一層、明確になると考える。

史料D 『令集解』職員令諸陵司条古記所引官員令別記

別記云。常陵守及墓守。并八十四戸。倭国三十七戸。川内国三十七戸。津国五戸。山代国五戸。免調徭也。公計帳文莫納。別為計帳也。借陵守及墓守。并百五十戸。京二十五戸。倭国五十八戸。川内国五十七戸。山代国三戸。伊勢国三戸。紀伊国三戸。右件戸納公計帳文。而記借陵守也。

史料Dは『令集解』職員令諸陵司条の古記説が引用する官員令別記である。官員令別記については、未だ統一見解を見るに至っていない。持統期の飛鳥淨御原令制定時とみる説や、淨御原令の別記の影響を受けつつ、大宝官員令の別記として編纂されたという説など、大宝令の成立にともなつて、別記が成立したとされている。成立時期を最も遅らせるものとして、その上限を和銅六年まで遡らせる説などがある。

また、史料Dについては、その全体の国郡名記載法から、「京二十五戸」の記載が、藤原京、新益京であるする見解が、和田莘氏によつて出されている。そのことから、今尾文昭氏は、史料Dの成立を、新井喜久夫氏の見解に依拠し、淨

律令陵墓制の特質について（石井）

御原令の影響を受けながらも、大宝令と同時期に成立した別記であるとする見解を示されている。⁽²⁵⁾

しかし、史料Dの「京」が藤原京であつたとしても、官員令別記の成立が、淨御原令制定時の可能性は、完全に否定することはできない。平城京への遷都は、和銅三年であり、大宝令が施行された大宝元年に、京は藤原京であつた。史料Dの別記の成立年代が和銅六年を上限とする説は否定できたとしても、官員令別記の成立年代だけから、史料Dの成立時期を明確にすることは困難であろう。

そこで重要性を持つのは、官員令別記に関する大山誠一氏の指摘である。大山氏は、官員令別記を淨御原令に関係するという見解に対して、その影響は否定しないものの、大宝令の注釈書の古記説が引用することを重視される。大宝令の注釈書である古記説が、淨御原令制定時の条文を、大宝令の註に引用することは不自然であると指摘された。その上で、古記説所引の官員令別記が、淨御原令と密接な関係を持ちながらも、大宝令との関係で理解すべきであるという見解は、従うべきであると考える。

また、ここで考えあわせなければならないのは、古記説の性格である。細部にあたつて見解の相違は見られるが、古記説は、成立が天平十年前後である、という点では一致をみていると考える。さらに、押部佳周氏によれば、古記

説は、現実に即した解釈よりも、理念としての法解釈をしていると指摘されている。このことを参考にすれば、古記説が注した大宝令が、実態はどうあれ、理念として、律令国家は令規定の上では、「陵」と「墓」は区別されるべきであったことを示していたと考えることができる。したがって、少なくとも、古記説が引用していること大宝令段階では、「陵」と「墓」を区別すべきであるという原則が、律令国家によって規定されたことが明確になると考える。ここで注意しなければならないのは、史料Bの記載である。史料Bは、次の二つの部分で構成されていると考えることができる。

(イ) 原則規定：凡先皇陵戸者。置五戸以上。自餘王等。
有功者置三戸。

(ロ) 例外規定：若陵戸不足。以百姓充。免其徭役。三年一替。

このように、(イ) 原則規定と、その「陵戸」が不足した場合の(ロ) 例外規定、を有していると考える。(イ) では、「凡先皇陵戸者。置五戸以上」として、歴代天皇の「陵」に、「陵戸」が「五戸以上」おかれることが規定されている。「陵戸」の表記については、後世の文飾の可能性も指摘されているが、その点を考慮に入れても、歴代天皇の「陵」に、

守衛者が「五戸以上」置かれた、と解することはできると思う。「自餘王等。有功者」については、「三戸」を置くという記載である。

それに対して、(ロ)の記載をみると、「陵戸」が不足した場合には、「百姓」をそれに「充」て、「徭役」を「免」じて「三年」に「二替」の処置を施すとある。ここで、注目すべきは「若陵戸不足」とすることであると考える。

(イ)には、「先皇陵戸」と「自餘王等。有功者」に対し、その守衛者をおくことが定められている。しかし、(ロ)では、「陵戸不足」という表記しかみることが出来ない。したがって、「自餘王等。有功者」におかれた「三戸」も、「陵戸」と称せられたと考えることが出来るのである。

ここで、再度(イ)の部分を確認しておきたい。史料Cの構成上の区切りを適応すれば、あるいは「先皇陵戸」は、「先皇陵」の「戸」と読むべきかもしれない。その場合には、(イ)には、「陵戸」の表記が存在しないことになる。史料Bをこのように解することができるならば、(イ)は、「先皇陵」と「自餘王等。有功者」の守衛を行う「戸」の数の原則を規定していると言ふことが、より一層、明確になると思う。つまり、(イ)では、守衛者の呼称をあげることなく、その数量のみを規定していると考えることができるのである。

「若陵戸不足」が、「先皇陵戸」のみにかかる記載である、と解することもできる。「先皇陵戸」に「不足」した場合には、「以百姓充」が適応され、「自餘王等。有功者置三戸」の「不足」の場合は、充当されないと解ることができれば、「若陵戸不足」は「先皇陵戸」のみにかかるという解釈も成立つ可能性を否定することはできない。

ここで、考え方をせなればならないことは、史料Dの「借陵守及墓守」の記載である。「借陵守及墓守」は、「借陵守」「借墓守」について、「墓守」の「借」は、重複を避けるために、省略された表記法であるるべきだろう。つまり、史料Dの成立段階では、「陵守」だけでなく「墓守」に対しても、例外としての徵發が行わっていたことになるのである。

史料Dの成立が、大宝令成立・施行と密接な関わりのあることは、ここで述べた。それと同時に、官員令別記と淨御原令は密接な関わりのあることは否定できない。したがって、史料Bの段階でも、「先皇陵戸」に関する不足が想定されるならば、「自餘王等。有功者」に対しても、守衛者の不足が想定されていたと考えることの方が自然であると考える。

史料Bの(ロ)は、「先皇陵」と「自餘王等。有功」の両方に關する不足への対応と、考えることができる。しか

律令陵墓制の特質について（石井）

し、(ロ)では、「陵戸」の表記しか確認することができない。さらに、「先皇陵戸」が、「先皇陵」の「戸」と読むことができるならば、(イ)では、守衛者の「戸」に関するその数量を規定し、不足の場合の規定が、「陵戸」という表記で、(ロ)が規定されていたと考えるべきなのである。

このように考えることが許されるのであれば、史料Bの段階では、「陵」と「墓」の区別が明確に規定されていなかつた、と考えることができるのではないだろうか。史料Cは、「先皇陵」に関する規定のみである。それに対しても、史料Bは、「先皇陵」と「自餘王等。有功」の双方に関する規定である。史料A『延喜式』段階では、「陵」と「墓」の守衛者に対して、明確に、「陵戸」「墓戸」という規定を有している。このことは、大宝令から始まる「陵」「墓」の区別が貫徹されているとすべきであろう。「陵」と「墓」の区分が明確になされているならば、その守衛者の表記は、明確になると考えるべきである。それに対して、その区分が明確でなければ、守衛者の表記にも影響を与えることとなるであろう。

したがって、史料Bすなわち、持統五年段階では、「陵」と「墓」の区分は明確にされていなかつたと考える方が、より一層、条文に則した解釈であると考える。史料Bの規定が、淨御原令の規定と密接に関わる規定であることは、

諸氏の指摘するところである。もし仮に、そうであつたとするならば、淨御原令段階では、もしくはそれ以前の段階では、「陵」と「墓」の区分が明確にされていなかつたという結論を導かざるを得ない。

このことは、『日本書紀』に見える「陵」の記述を考えることで、一層、明確になる。延喜諸陵寮式では、「墓」として記載される日本武尊や飯豐皇女、厩戸皇子も、『日本書紀』では、その葬所はすべて「陵」と記載されている。このことを考慮に入れば、『日本書紀』段階では、史料Bが言うところの「先皇」と「自餘王等。有功」の葬所に関する「陵」と「墓」の区別が、明確でなかつた考えるべきであろう。

ここまでみてきたように、律令陵墓制は、淨御原令と大宝令では、「陵」と「墓」の区分の有無という点で、大きな転換があつたと考えるべきである。このことは、区分が存在したか否かの問題に留まるものではない。いわゆる皇親や有功諸氏であろうと、「陵」を用いることができなくなつたことは、天皇と他の区分が、明確になされたと考えることができるるのである。

大宝令で、始めて天皇陵の守衛者である「陵戸」が、生み出されたことは、大宝令以前に、のちに「陵戸」と称される人が存在していなかつたことを意味することではな

い。大宝令以前の段階では、陵墓全体の守衛者として、「陵戸」が存在していた可能性が新たに生まれたに過ぎない。

その中から、純然たる「天皇陵」を守衛する人々を「陵戸」とし、同時に「墓戸」が生まれたことになると考へる。

このように考へれば、「陵戸」と「墓戸」は、同様の性格を有していたと考へるべきであろう。元々は、同一であつたものが、大宝令での「陵」「墓」の区分によつて、その差が生まれたと考へる方が、より自然な解釈であると考へる。このことは、「墓戸」に関する令本文の規定が、全く存在しないことによつて傍証することができると思ふ。養老令では、「陵戸」については、さまざまな規定が指摘されている。それに対しても、「墓戸」は、令本文に全く規定をみることができない。令規定の基層部分では、元々、「陵戸」から分離したという認識に基づいていたと考へるべきであると思う。

史料Bは、これまで、陵墓制に関する最初の規定であると言ふ重要な位置づけがされてきた。それにも関わらず、管見の限りではあるが、「先皇」と「自餘王等。有功者」の双方に「陵戸」が充てられた可能性を指摘したものは、これまでなかつた。しかし、「ここまで」の考察を通じて、少なくとも、史料Bの段階では、「陵」と「墓」の明確な気分が成立していなかつた可能性が強いと考へる。

三・唐制の陵戸について

淨御原令と大宝令で、「陵戸」の内実に大きな変化のあつたことを指摘した。しかし、これまで指摘されるように、大宝令と養老令では、「陵戸」が、身分制的に大きな変化を受けた可能性が高く、「陵戸」に関する制度は、大宝令で完成されたものではなかつたと考へるべきである。

周知の如く、大宝令はそのほとんどを散逸し、『令集解』所引の古記説の復元から、断片的にしかその条文を知ることはできない。多少の字句の修正や、少数の条文の削除や挿入を除き、大宝令と養老令は、大半は同文であつたといふ理解が一般的であろう。しかし、陵戸については、身分的に大きな変革があつた可能性が高く、大宝令と養老令の双方を念頭においていた考へ方が求められるであろう。

陵戸に関する大宝令と養老令の違いは、律令国家が根本原理として規定した良賤の身分制に大きく影響する。律令国家の特質が、「国家的土地所有と良賤制的身分秩序にあり、両者とも編戸制と不可分の関係にある」という観点から賤民制の分析をされた八木充氏は、後に「五色の賤」とされる「五種の賤民階層」の成立時期を、飛鳥淨御原令の成立から始まるとした。¹⁵⁾

この八木氏の説に対しても、関晃氏は、陵戸が賤民とされ

律令陵墓制の特質について（石井）

たのは、養老令からであつたとされた。⁽³²⁾ このような視点に基づいて、律令国家の良民制支配という観点からの村岡薰氏の研究⁽³³⁾や新野直吉氏⁽³⁴⁾、賤民制成立過程の分析という視点

に基づく神野清一氏の研究などをあげることができる。また、升井正元氏⁽³⁵⁾や利光三津夫・長谷山彰⁽³⁶⁾によつて、養老令段階から陵戸が賤身分になつたことは、もはや通説的な位置づけを持つに至つていると言つていいと思う。

関氏の指摘以前にも、陵戸の身分に関する論では、雑戸との差異についてどのような意義を持つかが、さまざまに論じられている。また、陵戸が賤民として他の賤民とどのような相違があるかについての考察が行われている。特に、官戸との関係においては、養老令での記述順が条文によつて上下することから、身分的な上下関係に関する考察が行われている。⁽³⁷⁾

瀧川政次郎氏は、日本の陵戸制が、『大唐六典』大常時獻陵昭陵乾陵定陵橋陵恭陵署令常にある次の条文から、陵戸制が唐の制度を模したものであることが明らかであるとされた。⁽³⁸⁾

またさらに、次にあげる『大唐六典』戸部郎中員外郎條から、陵戸を良民であるとされた。

凡京畿充奉陵縣及諸陵墓及廟邑戸。各有差降焉。橋陵尽以奉先。獻陵以三元。昭陵以豐衆。乾陵以奉天。定陵以富平。各三千人。若獻祖懿祖二陵。各置灑掃三十人。興寧永康二陵各置一百人。恭陵亦如之。隱太子及草懷懿德節愍惠莊惠文惠宣等七陵。各置三十人。諸親王墓各置十人。諸公主墓各置五人。周文帝隋文帝陵各置二十人。周隋諸帝陵各置十人。〔皆取側近下戸充。仍分作四番上下。〕

この中で、最後に記載された分註に、「皆取側近下戸充」とみえることを根拠として、唐における陵戸が良民であったと結論づけられた。唐制に陵墓を守衛する「陵戸」は存するとされながらも、唐制における陵戸が賤民であるか、良民であるかが不明確なのは、養老戸令当色為婚条の対応唐令に、「陵戸」の表記がみえないことが理由であるとする。そのため、瀧川氏は、上記の史料に基づいて、唐制陵戸を良民であったとする結論を導かれている。

これに対して、濱口重國氏は、次の条文によつて、唐の陵戸が賤民であったとの見解を示された。⁽³⁹⁾

陵戸（乾陵橋陵昭陵各四百人）
（獻陵定陵恭陵各三百人）
陵戸掌先帝山陵率戸守衛之事。（後略）

『唐大詔令集』卷七典礼親謁条

(前略) 陵戸並放従良。終身灑掃陵寢 (後略)

この条文は、玄宗が開元十七年十一月の五帝陵親謁に際して出された赦文として、『唐大詔令集』卷七典礼親謁条に収められたものである。したがつて、「陵戸並放従良」の対象となるのは、「五帝」の陵戸となるが、明らかに「放従良」とされていふことから、それ以前は、「賤」として

認識されていたことを指摘された。さらに、当初は賤民であつたものが、解放されて、陵戸は良民となり、陵墓の守衛は、そのまま続けられる歴史過程を経たとされた。

ここで考え方せなければならないことは、『大唐六典』の性格である。『大唐六典』は玄宗に因つて、開元十年に編纂が開始され、開元二十六年に完成したとされている。開元二十六年の完成時には、既に開元二十五年律令格式が完成していたが、これらは参考されず、開元七年の律令格式を基準にしているとされている。

このことをもとにすれば、瀧川氏の根拠とされた『大唐六典』の内容は、開元七年の規定に基づいていることになる。それに対し、濱口氏の根拠とした史料は、開元十七年のものとなる。それぞれの条文の内容に錯簡があつたとのではなく、「官賤」に降ろされたものが、その職務とし

らば、開元年間には、少なくとも、良民の陵戸と、賤民の陵戸の双方が併存したと考えなければならない。

そこで、参考としなければならないのは、利光三津夫・長谷山彰氏の論である。利光・長谷川氏は、瀧川氏や濱口氏の指摘を参考としつつ、円仁の『入唐求法巡礼行記』に基づいて、唐における陵戸の良賤の在り方についての考察をされた。同書会昌四年九月条に、

仇軍容兒常侍知内省事喫酒醉顛触悞龍顏對奏云天子雖則尊貴是我阿耶冊立之也。天子怒當時打殺。勅令捉其妻子等流外。削髮令守陵墓。仍仰中官收納家中錢物。(後略)

とあることから、酒によつて天子に暴言を吐いた者が、その場で「打殺」された上で、その妻子は「流外」とされ、「削髮」し「令守陵墓」ことが記されているとされた。この場合、「陵戸」という「階級」にされたのではなく、身分を降ろされて官賤とされ、「守陵墓」を担うことにされたと指摘された。「陵戸」が官賤中の独立した一階級名ではなく、官賤たる者に職役によつて与えられた名称であった」と指摘されていふ。

すなわち、賤身分としての「陵戸」が固定的に存在したのではなく、「官賤」に降ろされたものが、その職務とし

律令陵墓制の特質について（石井）

て「令守陵墓」とされたことを指摘されている。その上で、「唐制においては陵墓守衛に専当する独立した賤民身分としての陵戸は存在せず、『大唐六典』に戸部郎中員外の条にみえる如く、付近の良民を差發して充てる場合もあれば、官賤の中から選んで「陵戸」とする場合もある」という結論を導かれた。唐制において、良民があてられる場合もあれば、官賤が職務として陵墓を守衛した場合も、同じく「陵戸」とされていたと考えることができるのである。

このことは、唐制における陵戸が、賤身分として、一つの階級として存していなかつたことを意味している。濱口氏が、陵戸が賤民であるとの根拠とされた『唐大詔令集』卷七典礼親謁条においても、一階級として身分制が存しなければならないことを意味しない。なぜならば、官賤として陵戸という職務を担つていた人々について、放逐されたと理解することも可能だからである。問題となるのは、陵戸に誰を充てるかであつて、陵戸が賤であるかといふことは問題にされていないと考えるべきである。すなわち、唐制においては、陵戸は身分制として固定された者ではなく、職務の呼称的に存在したものと考えるべきなのではないだろうか。

もし仮に、これまで諸氏が指摘されるように、日本の律令国家においては、少なくとも、養老令で陵戸が賤として

の一身分階層を構成していたとするならば、日本の陵戸は、日本の律令国家が独自に創設した身分制を考えることができる。また、大宝令において、陵戸が一身分階級として固定されたと考えることができならば、それだけでも、日本独自の規定と言うこともできると考える。

ここにあげた唐の事例と、性質を同様にする可能性を持つた陵墓守衛に関する記載を、『日本書紀』にみることができる。

『日本書紀』顯宗元年五月条

狹々城山君韓岱宿禰。事進謀殺皇子押磐。臨誅叩頭言詞
極哀。天皇不忍加戮。充陵戸兼守山。削除籍帳。隸山部連。

この史料は、顯宗天皇の父である市辺押磐皇子の謀殺に関わったとされる狹々城山君韓岱宿禰が、「充陵戸兼守山」とされ、「削除籍帳」とし、「隸山部連」されたことが記されている。この顯宗紀の「陵戸」に関する記載は、犯罪に関わり連座させられ、身分を降ろされて、「陵戸」とされた可能性のあつたことを想起させる。

この「籍帳」は、律令制下の戸籍・計帳を前提とした認識に基づいて成立するものであり、顯宗紀のものと捉えることはできない。また、「陵戸」の表記も、これらの前提

となる編戸制に基づいた律令制下の「陵戸制」と全く同一

のものと考えることはできない。したがつて、『日本書紀』編纂にあたつて文飾された可能性を多く含んでいることに、注意を要する。

「充陵戸兼守山」や「削除籍帳。隸山部連」を、身分を降ろされて、賤民となつたと理解することも困難であろう。これまでの諸氏の研究に依れば、陵戸の賤身分の成立は、養老令の施行を待たなければならぬ。『日本書紀』編纂時は、大宝令段階であり、養老令の規定に則して理解はできない。ここでは、「充陵戸兼守山」は、罪によつて令の守衛に専当することを命じられたと考えるべきである。また、「削除籍帳。隸山部連」についても、狭々城山君韓岱宿禰が賤としての身分に降ろされたとするよりも、本姓を剥奪され、「山部連」に隸せられたとする方が穏当であると考える。

さらに、仁徳紀には、次のような記述もみることもできる。

『日本書紀』仁徳六十年十月条

差白鳥陵守等充役丁。時天皇親臨于役所。爰陵守目杵。忽化白鹿以走。於是。天皇詔之曰。是陵自本空。故欲除其陵守。而甫差役丁。今視是怪者。其懼之。無動陵守者。

則且。授土師連等。

この史料は、日本武尊の白鳥陵の「守」を「役丁」に充てようとしたところ、「陵守目杵」が「白鹿」となつて走り去つたということが起こり、仁徳天皇が、陵の守衛に専念させ、「土師連」らの管理下に置いたことが記されている。陵の守衛者が、要請によつては、他の役につくことなどが記されている。そのことが問題となり、これ以降は、専当することになつたことが記されていると理解することができる。

この二つの条文に共通する認識は、「山部連」「土師連」という特定氏族の下で、陵の守衛者に、永続的な守衛を行わせしめたことである。身分的に「隸山部連」と「授土師連」が、どのようなものであるかを軽々に論じることはできない。両氏の私的な奴婢として陵の守衛を行つたならば、養老令の賤民的な陵戸制成立に向けた理念的な萌芽を読み取ることができる。しかし、この記載からは、「山部連」と「土師連」の両氏が、本来、職務としていたことに対し、部民的にしたがつて從事することを規定したようにも理解することが可能である。それらが、国家的な特定の身分階層としてではなく、氏族に何らかの形で属する人々に担われていたことに、注意を要するであろう。

律令陵墓制の特質について（石井）

もし、令制以前に、陵の守衛という発想があつたとするならば、その管掌する氏族の下で、部民制的な守衛が行わっていたことを想起させるのである。『日本書紀』段階、もしくはその編纂段階において、陵墓の守衛が固定された人々によって行われるべきであることが認識されていたことは明らかになると考へる。

これら二つの事例が、令制段階の陵戸の身分的な位置づけを踏まえて、文飾された可能性は十分に想定できる。したがつて、律令国家段階では、どのような認識をもつて、陵戸もしくは陵墓の守衛者が位置づけられていたかを明確にする必要があると考へる。

四・大宝令と養老令の陵戸について

養老令から、陵戸が賤身分とされたとする根拠とも言える史料として、養老戸令当色為婚条を考えてみたい。

史料E 養老戸令当色為婚条

凡陵戸。官戸。家人。公私奴婢。皆当色為婚。

この史料Eとの関連で、重要な意味をもつのが次にあげる平城宮木簡である。

史料F 第四十四次平城宮発掘調査出土木簡⁽⁴⁵⁾

「家官戸家人公私奴婢皆當」
「凡官奴婢年六十六以上乃」

史料Fは、長さ十六・八センチ、幅一・九センチの短冊形と推測でき、薄い素材の表と裏に、ここにあげた記載をしているとされる。この木簡は、坊間大路西側溝（SD五七八一）出土と伝えられ、同じ溝からは、天平九年、天平十年、天平十九年の年紀を持つ木簡の出土も伝えられている。素材や記載内容から、公式の用途に用いられたと言うよりも、習書に用いられた木簡であることが指摘されている。

同じく出土した木簡の年紀が天平あることから、この木簡の習書がもととしたのは、大宝令と考るべきとされている。表面は、ここにあげた史料Eの大宝戸令当色為婚条、裏面は、大宝戸令官奴婢条であるとされる。

これまで、多く指摘されることであるが、史料Fと史料Eを比較すると、史料Fの表面の第一字目の「家」が、史料Eの「凡陵戸」に相当する。史料Fの「家」を「凡」の誤りであるとすれば、大宝戸令当色為婚条が、「陵戸」の文言を欠くこととなる。このことに基づいて、大宝令文の戸令当色為婚条を復元すると、次のようになる。

凡官戸。家人。公私奴婢。皆当色為婚。

したがつて、大宝令では、「陵戸」が、当色、すなわち賤民として婚姻の制限を受けていなかつた可能性が指摘で
きるのである。大宝令復元にあたつて参考すべき史料E古記は、次のような記載になつてゐる。

古記云。問。官戸家人相交接得不。答。不得。若所生男

女者。知情者從重。不知情者從輕。其官戸至七十六以上。
放為良故。但官戸家人。與公私奴婢為夫婦所生者。知情
者從賤。不知情者亦從輕。其公私奴婢相為婚者得也。

問答形式として、「官戸家人」に関する註を有するに留
まつてゐる。このことは、戸令当色為婚條に、「陵戸」の
記載がなかつたことを想起させるものであり、史料Fの出
土に因つて、そのことが明確になつたと考へるべきである。
う。また、おそらく古記説が所引するであろうと考へられ
る「一云」は、次にあげる二つをみる事ができる。

史料H

一云。良人所生男女者。皆從父為姓。陵戸所生男女者。
從父從母。皆與奴婢同。即知。陵戸與良人為夫婦。所生
男女者。知情者從重。不知情者。從輕。凡諸條。不在當
色為婚。所生男女者。知情從重。不知情從輕耳。

古記所引と考えられる「一云」は、古記と同時期に成立
したとされていて⁽⁴⁵⁾いる。史料Gでは、「雜戸陵戸」が併記され、
良人との通婚について、問答形式で註されている。その内
容は、雜戸については、良人との通婚が許されているが、
陵戸については許されていない。もし仮に、陵戸が賤身分
でないとするならば、良人との通婚が可能であつたとされ
るべきであろう。

したがつて、陵戸が、大宝令から、賤身分であつたと考
えることもできると思う。さらに史料Gでは、良人と陵戸
が「夫婦所生男女」について註されている。その場合には、
「不限知情不知情」に限らず、陵戸とすることが記されて
いる。その理由を、古記説は「為不在奴婢故」としている。

史料G

一云。官戸家人。相為婚亦得也。所生者從母耳。問。雜

律令陵墓制の特質について（石井）

このことから、陵戸が、「奴婢」とは異なつたことを示していると解することができる。この点について、利光・長谷川氏は、「陵戸が奴婢に代表される賤民法の適用外であつたためであるとされた。⁽⁴⁷⁾ したがつて、婚姻形態において陵戸は、官戸以下の賤民としての身分とは異なる特殊性を持つと考えざるを得ない。

このことは、史料Hからも伺い知ることができる。陵戸と良人の所生男女について、「知情者従重。不知情者」という点では、養老戸令為夫婦条の法意と同意であると解すことができるときれている。

養老戸令為夫婦条は、次のような内容である。

史料一 養老戶令為夫婦條

凡官戶。陵戶。家人。公私奴婢。與良人為夫妻。所生男女。不印清者。徒良。皆離之。其逃亡所生男女。皆徒錢。

この規定では、陵戸と良人との間に生まれた子は、「不知情者。従良。」とあることから、「不知情」であれば、良人につけられることとなる。史料Hでは、陵戸と良人の間に子が生まれた場合、「知情者従重。不知情者。従輕」として、「知情」であれば「重」、すなわち「陵戸」に、「不知情」であれば「軽」の良人にするとしている。この内容

史料J 『令集解』 戶令當色為婚條所引訛說

史料 J 『令集解』戶令當色為婚條所引，說
訖云。當色為婚。官戶家人相通嫁娶。是謂

さらに注意を要するのは、史料Eの『令集解』に記載された釈説の内容である。

は、史料Gに異を唱え、史料Hと同じ内容を主張している
考えることができるであろう。しかし、史料Hが、そのよ
りどころとされるのは、史料Iではなく、その後半分に見
える「凡諸條 不在當色為婚 所生男女者 知情從重 不
知情從輕耳。」であるとされている。この点からも、升井
氏は、当色為婚条には、⁽⁴⁵⁾ 陵戸の文言はなかつた可能性が高
いことを指摘している。

所生男女者。知情從重。不知情從輕。此說為長。或云。
陵戸與官戸婚。所生男女從官戸也。一云。從母也。

史料Jには、「一云」という異説を三つ所引している。このうち、注目したいのは、第一と第二の「一云」である。第一の「一云」の部分は、史料Gの問答形式のうち、「答」以下の部分に、一部の文章の区切りを除いて、共通している。史料Hが「陵戸所生男女者。從父從母」としているのに対し、第二の「一云」が「陵戸所生男女者。從父母」とする点を除いて、共通している。

釈説は、延暦年間に成立した養老令の注釈とされている。

釈説は、多少の字句の変更を行つて、史料G・Hを引用していると考えるべきであろう。史料GとHの成立が、古記説と同じ天平期の大宝令制下であったとするならば、

史料Jの成立時にも、陵戸は、大宝令と変わらない性格を有していた可能性が指摘できる。

すなわち、陵戸は、賤の身分ではなかつた大宝令と同じ性格を、賤とされている養老令下でも持ち続けた可能性が指摘できるのである。このように考えることが許されるのであれば、養老令であつても、賤として明確な位置づけがなされていたと断するわけもいかないにはいかないと考へる。

賤民制の研究という立場から、神野清一氏は、養老令段階にあつて、陵戸は賤としての身分を持ちながらも、賤視されなかつたとされている。あるいは、日本古代の賤民についてこのことは共通した認識である可能性も否定できない。このような認識が成り立つのは、大宝令で賤身分として存在していなかつた陵戸の認識が、何らかの形で、養老令制下でも影響していたと考えざるを得ない。

このほか、養老令本文中に「陵戸」の表記がみられる条文として、戸令造戸籍条（本文註）と賦役令舍人史生条、喪葬令先皇陵条をあげることができる。これらのうち、賦役令舍人史生条では、大宝令文での陵戸の語の存否を判断することができないとされている。養老戸令造戸籍条では、次のように規定されている。

史料K 養老戸令造戸籍条

凡戸籍。六年一造。起十一月上旬。依式勘造。里別為卷。惣写三通。其縫皆注其國其郡其里其年籍。五月三十日内訖。二通申送太政官。一通留国。（其雜戸陵戸籍。則更写一通。各送本司。）所須紙筆等調度。皆出当戸。国司勘量所須多少。臨時斟酌。不得侵損百姓。其籍至官。並即先納後勘。若有增減隱沒不同。隨状下推。国承錯失。即於省籍。具注事由。國亦注帳籍。

律令陵墓制の特質について（石井）

と規定され、その本文註に「陵戸」の文言をみるとことができる。この部分の古記説は、

史料Ⅰ 戸令集解造戸籍条所引古記説

古記云。其雜戸籍。則更寫一通。謂神戸籍亦更寫一通。各送本司也。

と記載されている。このうち、「其雜戸籍。則更寫一通。」と古記説が引用することから、大宝令本文の引用であるとみて大過ないであろう。したがつて、大宝戸令造戸籍条では、「雜戸籍」のみで、「陵戸籍」が存在しなかつた可能性が高い。大宝令段階では、陵戸は、良人と全く同じ戸籍に記載されていたことが明らかになると考へる。それに対して、雜戸籍は、大宝令段階から存在したことになる。その雜戸籍の下に、陵戸籍が養老令で挿入され、新しい陵戸制が始まつたことになる。そして、雜戸と陵戸は、戸籍という点では、同じく規定され、管理されて可能性が想起されるのである。

法家諸説が、雜戸と陵戸との比較に基づいて、多く述べていることのみならず、このことからも、これまで研究が、雜戸との比較に因つて、陵戸を理解するという傾向が強く出てくることが理解できる。雜戸と陵戸の共通性と相

違について、瀧川政次郎氏による整理⁽⁵²⁾を参考にし、利光・長谷川両氏は、次のように整理されている。

(1) 雜戸陵戸はとも良民と同額の口分田を給せられ、田租を徴せられる。

(2) 雜戸陵戸は、共に課役を免ぜられる。

(3) 雜戸陵戸は共に公民とは別に戸籍を作成する。

(4) 雜戸陵戸は共に解放の規定を持たない。

(1) については、陵戸の口分田班給に関して、養老令に規定を有しない。養老田令官奴婢条で、「公私の賤人に⁽⁵³⁾ついての規定」とされながら、陵戸に関する規定は本文にみることは出来ない。同条集解の穴記に、「田租及寺家人等田。並放令积也。家人奴婢可出租。陵戸亦可出租。問。官戸奴婢及家人奴婢等。有給園地乎。亦陵戸給田園等。如何。答。雜戸陵戸官戸奴婢等。不見給園地之事。但陵戸給口分田如良人耳。(後略)」とあり、朱説に「貞云。家人奴婢口分田之租。准良人出者。問。雜戸陵戸品部等何。給口分田不。答。雜戸以下皆可給也。何者。不可下於奴婢故。但租可出者。〔未明。〕(後略)」あるに過ぎない。したがつて、陵戸がこの点でも、養老令本文の規定として、官戸以下の賤身分とは別に認識されていた可能性が指摘できる。

(2) は、養老賦役令舍人史生条に、「凡舍人。史生。伴部。使部。兵衛。衛士。仕丁。防人。帳内。資人。事力。

駅長。烽長。及内外初位長上。勲位八等以上。雜戸。陵戸。品部。徒人在役。並免課役。(後略)とあることが、根拠とされている。この場合には、陵戸は、官戸以下の賤身分と列記されているのではなく、舍人以下の良人と併記され、「免課役」とされている。また、令本文の記載順が、身分制における上下を表すとすれば、陵戸が品部よりも先に記されていることも注意を要するであろう。(3)については、ここで養老戸令造戸籍条について述べたことから、改めて述べるまでもないであろう。

養老戸令官奴婢条には、「凡官奴婢。年六十六以上。及廢疾。若被配沒。令為戸者。並為官戸。至七十六以上。並放為良。(任所樂處附貫。八十以上。亦聽從良)に」とあり、同放家人奴婢為良人及家人条には「凡放家人奴婢。為良及家人者。仍經本属。申牒除附。」とあることから、陵戸を除く、官戸以下の賤には、解放の規定がある。このことから、(4)は明らかであろう。瀧川政次郎氏は、「陵戸が解放されることを予想した法文は、律令の何れの篇にもみえない。」とされ、養老戸令官戸自抜条に「凡官戸。家人。公私奴婢。被抄略。没在外蕃。後得帰者。各還官主。」とあるにも関わらず、陵戸の記載がないことを、「陵戸の解放の事無かりし」とを断定せしめるに十分である」とされている。

したがつて、雜戸と陵戸の共通性は、陵戸と賤身分の相違点を考えることができる。また同様に、両者の相違点は次のようになる。

(1) 雜戸は公民と通婚しうるが、陵戸は公民と通婚できない。

ない。

(2)

雜戸は義倉の粟を出すが、陵戸は出さない。

(3) 雜戸は公事に参加するにあたつて、皂縷頭巾。黃袍を着用しうるが、陵戸は橡の墨の衣を着用しなければならなかつた。

この三項目の相違点は、あたかも、官戸以下の賤身分と、陵戸の共通性を表しているかのように扱われている。(1)はここでみた戸令当色為婚条から明らかであろう。しかし、史料Gと史料Hとしてあげたように、戸令集解当色為婚条の古記説所引の「一云」であることから、陵戸が賤身分でなかつた大宝令から変わらない認識であることを考えると、官戸以下の賤民との共通性というよりも、陵戸独自の規定であると考えるべきである。

(2)については、養老賦役令本文に「凡一位以下。及百姓雜色人等。皆取戸粟。以為義倉。(後略)とみえ、その集解に、「謂。品部及雜戸等。其陵戸不在此限也。」とある。即ち、品部及雜戸等の取戸粟が義倉に充てられるが、陵戸はその限外である。古記云。問。雜品部及雜戸也。師説云。陵戸不在此限例。古記云。問。雜色人等何色。答。雜戸等色。但陵戸不在此例。穴云。雜色。謂。

律令陵墓制の特質について（石井）

雜戸品部也。其陵戸不出義倉。又无被賑給也。」に起因している。この註が「雜色人」に付されたものであると考えることでき、(2)は賤身分の有無を前提したものではなく、雜戸との違いであることは明らかである。また、ここにも、古記説を見る事ができ、大宝令から養老令まで、陵戸が賤身分でなかつた時までも、雜戸と異なり、義倉を出さなかつたことが明らかになる。

相違点の(3)は、官戸以下の賤身分と、陵戸の共通性を表していることになる。衣服令集解制服条には、「穴云。家人奴婢。為參公事時是。官戸陵戸一同。朱云。家人奴婢。謂官戸奴婢亦同也。先云。雜戸可同良人服色。但陵戸服色何。若同家人哉何。」と在る。これによると、陵戸可同良人服色。但陵戸服色何。若同家人哉何。」と在ることに注目すると、ここでも、雜戸との比較の上で、陵戸の「服色」が記載されており、雜戸と陵戸の共通を持つといふ認識が強かつたことを伺い知ることができる。

したがつて、陵戸は、良身分である雜戸と、多くの点で共通性をもち、かつ陵戸独自の規定を持つが、官戸以下の賤身分との共通性は、公事に当たる際の服色に限られていたと考えができるのである。榎本淳一氏によれば、服制による良賤の区分は、日本においては唐ほど厳格では

なく、あくまでも「公事」においてのみ、服色の規定が適応されたとされている。⁽⁵⁸⁾このことに依拠すれば、陵戸が官戸以下と同じ色を服するからといって、賤視を強調することはできないのである。

以上のように、陵戸は、養老令の施行によつて賤身分になつたとされながらも、それ以降も、賤民というよりは、良身分に属する雜戸との共通性が際だつてゐる。そのような中につても、陵戸独自の規定も有することから、雜戸とも異なる性格として位置づけられていたことは、明らかにできたと考へる。

そこで、注目すべきは、史料Mとしてあげた戸令集解造戸籍条所引古記説である。大宝令の注釈書である古記説には、陵戸籍は見えないが、釈説と穴説には次のように記されている。

史料M 戸令集解造戸籍条所引釈説及び穴説
釈云。神戸籍亦同。神祇官職掌名籍故。穴云。神戸籍文略。案神祇官職掌可知。

このことについて、利光・長谷川氏は、神賤と陵戸の共通性を指摘される一方、神戸と陵戸の共通性を示唆的に提示されている。⁽⁵⁹⁾その上で、大宝令と養老令における陵戸に

関する規定の変更を、「身分的な性格の変化によるものではなく、陵墓守衛民の永代確保という制度的な必要に基づくものであった」とされている。つまり、陵戸の賤民化ということではなく、職務上の意義の変化が、令規定に反映されたと結論づけている。

この利光・長谷川氏の指摘は、ここまで検討を通じて述べてきたことを合致するものであり、首藤すべき見解であると考える。また、神戸と陵戸との共通性を示唆的に示された点は、非常に重要な指摘であると考える。両氏の指摘を参考とすれば、神賤もしくは神戸と、どのような共通性や相違点を有しているかを検討することは、陵戸の在り方を明らかにする上で欠かすことのできないことであると考える。

日本古代の神戸については、「神社ニ隸スル封戸」という見解⁽⁶⁾が、通説的な見解であつたが、熊田亮介氏によつて、「神社祭祀を支える、従属性の強い祭祀專業集団」という性格付けが提示されている。熊田説に對して、大関邦夫氏は、国家的意義を重視した側面から、従来の通説的な見解を批判され、個別の神社に対する従属性をよりも、神戸と在地奉斎集団の違いに注目し、「在地にどのような奉斎集団が存在しても、それが神戸に設定されることはない」⁽⁷⁾と指摘された。その上で、神戸の設置は、「国家的要請に

連なる験をとりわけ強く示すと國家に認定された神に対して与えられたもの」であるとされた。さらに、「その神が國家のために験を示すことを通じて、天皇・律令国家そのものに仕奉すべき位置づけられていた」とされた。また、小倉慈司氏は、神戸が封戸としての性格を持ちながらも、神戸籍が作成されるという特殊性のあることに着目され、一般的の封戸との相違点に重点を置きながら、神戸と神祇官の関係について論じられた。その上で、「神戸が単なる神社への奉仕集團ではなく、國家の意図を承けて設置された」とされた。

このように、神戸に関する研究は、その封戸としての側面から、天皇や律令国家の祭祀への関わりが、特に重視されているといつて良いと考える。良人とは別の戸籍が作成されるという点や、天皇や律令国家的な祭祀に深く関わりを持つという点で、神戸と陵戸の類似性を指摘することができる。これまで、陵戸と雜戸との比較は多くみられるのに対し、陵戸と神戸との比較を詳細に行つた研究を、管見の限りではあるが、みるとできない。今後さらに、陵戸の実像を明らかにするためには、雜戸だけでなく、同じく独自の戸籍を作成され、その他にも陵戸との共通性が想起される神戸との比較検討が、不可欠であると考える。特に、養老令では、陵戸籍が作成されたことは令文に明確に

律令陵墓制の特質について（石井）

規定をみることができ、当該期の意味を明らかし、それ以前との相違を明らかにする上では、欠かすことの出来ない分析視角であると考える。

むすびにかえて

ここまで述べたことまとめると次のようになる。これまでの陵墓制に関する研究は、延喜諸陵寮式を中心と進められてきたが、その守衛者の表記との関連で考察を行つたものをあまり見ることができないことを指摘した。陵墓の守衛者たち、令本文に規定されているのは、天皇の陵の守衛にあたる「陵戸」のみである。しかし、「墓」の守衛者の「墓戸」に規定が存在しないことではなく、陵戸の規定で代用されたと考えるべきであることを述べた。

持統五年に出された陵戸に関する最初の規定の時点では、「陵戸」と「墓」の区別は、明確なものではなかった。それが明確に成立するには、大宝令の施行を待たなければならなかつた。日本の律令制が範とした中国の陵墓守衛者は、同じく「陵戸」と呼称され、良民の場合と、良民から隨とされた賤身分のものが担当する場合があり、明確に陵戸が賤民であつたと認めるることはできない。中国における

「陵戸」は、階層としての身分を表すよりも、職務としての呼称としての側面が強いことに起因している。

律令制以前の『日本書紀』には、中国の陵戸と同じように、良民から降ろされ、守衛にあつたと考えられる記載を見ることができる。しかしそれは、良民が、陵戸として賤民に堕とされたことを意味するのではなく、特定氏族の監督下に、専門的な陵の管理を行うという認識の表れであるという指摘をおこなつた。

このような認識は、令制段階の陵墓管理に関する認識の表れであると考えることができる。これまでの研究では、陵戸に関する令規定は、養老令で大きな改変を受け、陵戸は、「賤民」として位置づけられたとされてきた。それにも関わらず、賤視された可能性は薄いとされている。大宝令から養老令で、陵戸が受けた身分の改変は、律令国家によつて、陵戸の身分を固定化するためであるという可能性を提示した。強固な世襲性を有し、他との婚姻までも禁じられた陵戸は、固定化した独自の身分体系をもつて、陵墓の守衛にあたることを任としたと考えることができるのである。

陵戸が、山陵奉幣祭祀の対象たる陵墓の守衛にあたるとされるにもかかわらず、具体的にどのような内容を担つていたかは未詳といわざるを得ない。そのような側面を重視

し、陵墓祭祀が国家祭祀として形作られて行く過程では、律令神祇祭祀の一端を担う神戸と、陵戸との共通性と相違点の抽出から、その特徴を、さらに明確にできる可能性を提示した。これまで、陵戸は、雜戸との関係で論じられることが多かつた。しかし、それだけではなく、神戸や神賤との関係から考察する必要性について指摘した。

陵墓守衛にあたる制度の確立は、固定化された國家身分として陵戸制が成立する養老令の成立を待たなければ成らなかつた。このことは、律令制導入にあたつて、先皇陵祭祀が初めて意識されたことと、密接に関わることではないだろうか。令制以前と考えられる『日本書紀』の記述で、明らかな先皇陵祭祀を行つた例は、決して、早い段階からみられるわけではない。

大海人皇子が、天武元年七月に壬申の乱の戦勝祈願のため、神武天皇陵に奉馬を行つた記事が、その最初の記載であると考へる。⁽⁴⁾ それ以前には、先皇陵を祀るという観念が希薄だつた可能性が指摘できる。墓を祀るという行為は、決して古いものではなく、新しい考へであることは、藤原京だけでなく、平城京の造営にあたつて、巨大古墳が破壊されたことが物語つていると考へる。⁽⁵⁾ このような認識、墓に対する観念が基層にあり、先皇陵祭祀という発想自体が、律令制の導入に伴つて、生まれたとすべきであると考へる。

諸氏によつて指摘されるように、律令国家の天皇制として欠かすことの出来ないものとして、日常的な陵墓の守衛を含んだ祭祀が生まれたと考えるべきである。まさに陵墓制は、律令国家がその概念を表すために不可欠の要素として、その形成過程で準備したものである、と考えることがができる。しかし、陵墓の守衛者である陵戸については、規定の明確さを欠いている。雜戸や、官戸以下の賤身分とさまざまな共通性をもちながらも、その一方で、特殊なかつて、独自の戸籍である陵戸籍をしている。

養老令での改変で、陵戸の文言が、さまざまな規定に挿入されたことはここでみてきた通りである。しかし、そのことが、一概に、陵戸が賤民として認識されたとは言い難いといふ結論を導いた。もしくは、賤民としての位置づけ自体が、賤視を招くことがなかつたならば、陵戸を取り巻く特殊な事情が、賤としての位置づけを生みだし、良人とは異なつた身分制を独自に創設させた可能性が想起されるのである。

律令国家の基礎となる身分制が良賤制であることは、否定することはできないであろう。そのような中にあつても、陵戸は、良と賤の双方に帰属する側面を有した存在といえるのである。良と賤の中間に位置する存在として、陵墓の守衛にあたつたと言つても過言ではないであろう。このこ

律令陵墓制の特質について（石井）

とから、良賤制の明確な区分が適応されない身分制の存在も明らかになるものであると考える。このことが、律令陵墓制の最も大きな特徴と位置づけることができるのではないだろうか。律令国家が原則とする良賤制の枠では理解しがたい陵戸が守衛する陵墓は、当然のことながら、令制の枠組みだけでは理解しがたい特質を持つていた可能性が高いと考える。

以上のように、陵戸の検討を通じて、律令陵墓制の特質について、可能な限り私見を示してみた。随所において問題提起的に述べるに留まり、推論に推論を重ねたことも否めない。そのような中で、陵戸の身分的な特殊性が、律令陵墓制の成立過程に密接な関わりにあることは、少なくともも、指摘できたのではないかと考える。また、律令陵墓制の考察は、その守衛者たる陵戸の考察なくしてはあり得ないことも、示すことができたのではないかと考える。

私は、これまで、令制以前の喪葬において、豪族の喪葬権を指定し、その検討を通じて、律令制は喪葬制にとって、画期にならない可能性を示してきた。^(註) その指摘は、一見、ここまで本稿で述べてきたことと矛盾するようにも思える。しかし、陵墓の主な守衛者である陵戸の身分的な確立は、養老令を待たなければならない。陵戸に関しては、大宝令制定もしくは、それ以前の律令国家形成段階では、画

期としての意味を持つまでには至らなかつたと考えることができると思う。

また、大宝令によつて、「陵」と「墓」の区別が明確化されたことは、表記上の問題であり、喪葬制の内実に、どのような影響を与えたかを明らかにしなければならないと考える。さらに、天皇や律令国家の祭祀としての陵墓制の問題は、喪葬制の喪と葬の段階における「葬」以降のものであると考えることができる。「葬」については、ここで述べたような変遷をたどることが、明らかになつたと考える。「喪」の段階については、「葬」に関するこのような変化がどのような影響を与えたかを明確にすることは、喪葬制を理解する上で、重要なことであると考える。しかし、本稿では、これらについては、全く触れることができなかつた。この他にも、残された課題は多い。特に、陵戸と神戸の共通性や相違点については、早急に、解明しなければならないと考える。また、養老令制定後に、陵戸がどのように変遷していくかを、さらに明確にする必要もあるだろう。さらに、延喜諸陵寮式の守衛者記載が、さまざまであることも、単に、指摘するに留まり、その意義について、全く論究することができなかつた。これらることは、残された多くの課題と共に、今後の課題として、ひとまずむすびにかえて、諸氏のご叱正を待ちたいと思う。

(1) 山田邦和「平安時代天皇陵研究の展望」『日本史研究』五二一号 日本史研究会 (二〇〇六年一月)。

(2) 編集委員会「特集にあたって」(『日本史研究』五二一号 日本史研究会 (二〇〇六年一月))。このよな視点で進められた主な「陵墓」に関する研究をあげると次のように

なる。田中聰「陵墓」にみる「天皇」の形成と変質—古代から中世へ』(日本史研究会・京都民科歴史部会編『陵墓』からみた日本史』、一九九五年一月)。藤堂かほる「天

智陵の营造と律令国家の先帝意識—山科陵の位置と文武三年の修陵をめぐつて』(『日本歴史』六〇二、一九九八年七月)。

北康宏「律令国家陵墓制度の基礎的研究—『延喜諸陵式』の分析からみた—」(『史林』七九一四 一九九六年七月)。

同「律令陵墓祭祀の研究」(『史学雑誌』第一〇八編一一号、一九九九年一月)。同「律令法典・山陵と王權の正当化—古代日本の政体とモニユメント—」(『ヒストリア』一六八、二〇〇〇年一月)。同「天皇号の成立とその重

層構造—アマキミ・天皇・スマラミコト—」(特集・律令天皇の成立と日本)『日本史研究』四七四、二〇〇二年二月)。

同「日本律令国家法意識の形成過程—君臣意識と習俗統制から—」(『日本史研究』四九四、二〇〇三年一〇月)。今尾文昭「考古学から見た律令期陵墓の実像」(『日本史研究』五二一号 日本史研究会 (二〇〇六年一月))など。これらの中で、これらの中で、北氏の一連の研究は、大きな影響を与えていえることができる。

(3) 後述するように、延喜諸陵式では、いわゆる「ミハカモリ」「ハカモリ」について、さまざまな表記を見ることが出来る。

(4) 延喜諸陵式の陵墓歴名については、本稿末に掲載した

ために、「守衛者」と表することにする。

(5) 和田軍一「諸陵式に関する二三の考察」『歴史地理』五一

一・三・四、一九二八年)。

(6) 虎尾俊哉『日本歴史叢書 延喜式』(吉川弘文館、一九六四年)。

(7) 時野谷滋「神武天皇紀と諸陵式」(中山久四郎編『神武天皇と日本の歴史』、一九六一年。後に『律令俸禄制度史の研究』に再録)。

(8) 日本武尊は『日本書紀』景行四十年是歲条、飯豐皇女は『日本書紀』顯宗即位前紀、厩戸皇子は『日本書紀』推古二十九年二月癸巳条に「陵」に葬ったことが記載されてい

る。

(9) 北康宏「律令国家陵墓制度の基礎的研究—『延喜諸陵式』の分析からみた—」(『史林』七九一四 一九九六年七月)。

(10) 前掲註(6)。

(11) 白石太一郎「記・紀および延喜式にみられる陵墓の記載について」(『古代学』六二、一九六九年。のちに『古墳と古墳群の研究』に再録)。

(12) 北康宏「律令陵墓祭祀の研究」(『史学雑誌』第一〇八編一一号、一九九九年)。

(13) 前掲註(6)。

(14) 守戸については、延喜式諸陵式にのみに見える独自の表記法ではなく、『続日本紀』神龜元年十月壬寅条には、「前

律令陵墓制の特質について（石井）

略）又詔曰。登山望海、此間最好。不勞遠行、足以遊覽。故改弱浜名、為明光浦。宜置守戸、勿令荒穢。春秋二時、差遣官人、奠祭玉津嶋之神、明光浦之靈。（後略）とみえる。この条文は、「明光の浦の風光を讃える詔」であるとされてゐる（新日本古典文学大系『続日本紀』二、頭注（岩波書店、一九九二年一〇月）。このことから、「守戸」が、陵墓に限定されたものでないことが明らかになると考へる。この条文に記された守戸の役割が「勿荒穢」とされていること、さらには、「春秋二時、差遣官人」とされている点は、延喜諸陵寮式における守戸の役割と類似していると考えることができる。この守戸の記載については、本稿とはやや趣旨を異にする問題を多く含むと考えができる。したがつて、後考を期して今後の課題としたい。

(15) 前掲註(5)論文。

(16) 潘川政次郎「陵戸考」（『史学雑誌』四三一三、一九三三年三月）。後に「律令諸制及び令外官の研究」に再録。)

(17) 前掲註(9)論文。

(18) 利光三津夫・長谷山彰「陵戸制に関する一考察（上）（下）」（『法学研究』五七一九・一〇、一九八四年九月）。同「唐制陵戸に關する一考察」（『法学研究』六五一五、一九九二年五月）。

(19) 『日本書紀』持統天皇三年六月庚戌条。

(20) 利光三津夫・長谷山彰「陵戸制に関する一考察（上）（下）」（『法学研究』五七一九・一〇、一九八四年九月）。

(21) 狩野久「品部雜戸制の再検討」（『史林』四三一六、一九六〇年一月）のちに「品部雜戸制論」として『日本古代の國家と都城』に再録。）。

(22) 新井喜久夫「官員令別記について」（『日本歴史』一六五、一九六二年三月）。大山誠一「官員令別記の成立をめぐる諸問題」（『日本歴史』三七一、一九八九年九月）。

(23) 植松考穆「律令制に於ける品部雜戸の由來と大化改新」（『史觀』一九、一九四九年）。和田軍一「諸陵寮式の研究（上）（下）」（『歴史地理』五三一二、一九二九年四月）。青木和夫「雇役制の成立」（『史学雑誌』六七一三・四、一九五八年三月・四月）。

(24) 和田萃「日本古代・中世の陵墓」（森浩一編『天皇陵古墳』大巧社、一九九六年）。

(25) 今尾文昭「新益京の借陵守について」（同志社大学考古シリーズ七『考古学に学ぶ—遺構と遺物—』一九九九年三月）。平城京への遷都は、和銅元年に始まり、和銅二年には元明天皇により遷都の詔が出され、和銅三年に遷都されたとされる。

(27) 大山氏前掲註(22)論文。

(28) 押部佳周「日本律令成立の研究」（塙書房、一九八一年）。

(29) 前掲註(8)参照。

(30) 青木和夫「律令国家の権力構造」（岩波講座『日本歴史』三、一九七六年三月）。のちに「日本律令国家論攷」再録。潘川政次郎「律令の研究」（一九三一年九月）。

(31) 八木充「律令賤民制論—その成立をめぐるノート—」（『山口大学文学会志』一八一一、一九六七年一二月。後に「律令賤民制の成立」と改稿し「律令国家成立過程の研究」に再録。）

(32) 関晃「古代日本の身分と階級」（『古代史講座』七、一九六三年三月。のちに「関晃著作集—古代社会の構造（下）古代家と都城」に再録。）。

における身分と階級』四に再録)。)

(33) 村岡薰「律令的良民制支配の特質」『民衆史研究』

一一九七三年五月)。

(34) 新野直吉「陵戸論」(『日本歴史』三九三、一九八一年二月)。

(35) 神野清一「陵戸身分の成立」(『律令国家と賤民』一九八五年二月)。

(36) 升井正元「陵戸制成立過程に関する一考察」『史流』

一一九八〇年三月)。

(37) 前掲註(19)論文。

(38) 瀧川政次郎「雜戸と陵戸との異同に就いて」(『国学院雑誌』三六一一一九三〇年一月)。同前掲註(16)論文。

(39) 新野直吉「陵戸と官戸」(『国史談話会雑誌』三、一九五八年十一月)。

(40) 前掲註(16)論文。

(41) 濱口重國「唐の陵・墓戸の良賤に就いて」(『史学雑誌』四十三一八、一九三三年八月)。のちに『唐王朝の賤人制度』に所収。

(42) 広池千九郎訓点、内田智雄補訂『大唐六典』(広池学園事業部、一九七三年十二月)。

(43) この点について、利光・長谷川論文では、「開元二十五年

當時」と記されているが、『大唐六典』の成立過程及び内容

を考慮すれば、開元七年當時とすることが正しいであろう。

(44) 利光三津夫・長谷山彰「唐制陵戸に関する一考察」(『法

学研究』六五一五、一九九二年五月)。

(45) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』(六)(一九六九年二月)。

(46) 虎尾俊哉「令集解考証三題」(同『古代典籍文書論考』、

一九八二年三月)。

(47) 前掲註(19)論文。

(48) 前掲註(35)論文。(『史流』二二、一九八〇年三月)。

(49) 押部氏前掲註(27)。井上光貞「日本律令の成立とその注

釈書」(日本思想大系『律令』解説)。

(50) 神野清一「陵戸身分の成立」(『律令国家と賤民』一九八五年二月)。

(51) 榎本淳一「律令賤民制の構造と特質」(池田温編『中国礼

法と日本律令制』、一九九二年三月)。同「日唐賤民の身分

意識について」(笛山晴生編『日本律令制の構造』二〇〇三年五月)。

(52) 瀧川政次郎「雜戸と陵戸との異同に就いて」(『国学院雑誌』三六一一一九三〇年一月)。前掲註(16)論文。

(53) 前掲註(18)論文。

(54) 日本思想大系『律令』頭注(岩波書店、一九七六年十二月)。

(55) 陵戸との官戸の身分的な上下関係の考察は、このような

視点が前提となり展開している。新野氏前掲註(34)及び、

利光・長谷川氏前掲註(18)論文。参照。

(56) 瀧川政次郎「中古賤民の等級に就いて」(『史学雑誌』三五一五・八、一九二四年五月・八月)。のちに『律令賤民制

の研究』に再録。

(57) 前掲註(51)及び(52)。

(58) 前掲註(50)論文。

(59) 前掲註(19)論文。

(60) 『古事類苑』神祇部一(古事類苑刊行会、一九三二年)。

(61) 熊田亮介「神戸について」(『文化』三八一三・四、一九七五

律令陵墓制の特質について（石井）

(62) 大関邦男「神戸についての試論」（『国学院雑誌』九五二二、一九九四年二月）。

(63) 小倉慈司「神戸と律令神祇行政」（『続日本紀研究』二九七、一九九五年六月）。

(64) 『日本書紀』天武元年七月壬子条には、次のような記載がみえる。（前略）乃顕之曰、於神日本磐余彦天皇之陵、奉馬及種々兵器。便亦言、吾者立皇御孫命之前後、以送奉于不破而還焉。今且立官軍中而守護之。且言、自西道軍衆將至之。宜慎也。言訖則醒矣。故是以、便遣許梅而祭拜御陵、因以奉馬及兵器。（後略）この条文は、陵に対する最初の

祭祀であると考えることができる。

(65) 今尾氏前掲註（25）論文参照。また、『日本書紀』持統七年三月己巳条には、「詔造京司衣縫王等、収所掘戸。」とみえる。また、『続日本紀』和銅二年十月癸巳上には、「勅造平城京司。若彼墳隣、見発堀者、隨即埋斂、勿使露棄。普加祭餚、以慰幽魂。」とみえる。

(66) 拙稿「律令国家の喪葬——豪族の喪葬権の行方——」（『史苑』第五七卷第一号、一九九六年一〇月）。同「喪葬遣使について」（『古代史研究』第十五号、一九九七年十一月）。同「律令国家の喪と葬について」（『古代史研究』第十九、二〇〇二年十一月古代史研究会）。

※陵墓表の「記号」は、次のようになる。

A 己上神代三陵。於山城國葛野郡田邑陵南原祭之。其兆域東西一町。南北一町。

B 右四十遠陵

C 右一近陵

R	Q	P	O	N	M	L	K	J	I	H	G	F	E	D	右十三遠陵
右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右一近陵
三墓不入	十二遠墓	七近墓													二遠陵
右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	三陵近陵
廿三遠墓															五遠陵

頌幣之例

（立教小学校教諭・本学兼任講師）

番号	記号	陵墓名	被葬者名	「在」の記載		守衛者	その他の記載
				兆域	在日向國。		
001	A	日向高屋山陵	彦火火出見尊。	天津彦彦火瓊瓈杵尊。			
002	A	日向高屋山上陵	彦火火出見尊。	彦火火出見尊。			
003	A	日向吾平山上陵	彦波激武鷗草不葺合尊。				
004	B	欹傍山東北陵	欹傍原宮御宇神武天皇。				
005	B	欹傍山西南御陰井上陵	葛城高丘宮御綏靖天皇。				
006	B	欹傍山西南御陰井上陵	片鹽浮六宮御宇安寧天皇。				
007	B	欹傍山西南御陰井上陵	輕曲峠宮御宇懿德天皇。				
008	B	掖上博多山上陵	掖上池心宮御宇孝昭天皇。				
009	B	玉手丘上陵	室秋津嶋宮御宇孝安天皇。				
010	B	玉手丘上陵	在大和國葛上郡。				
011	B	片丘馬坂陵	黒田盧戸宮御宇孝靈天皇。				
012	B	劍池山上陵	輕境原宮御宇孝元天皇。				
013	B	春日率川坂上陵	在大和國高市郡。				
014	B	山邊道上陵	在大和國添上郡。	兆域東西五段。南北五段。			
015	B	山邊道上陵	在大和國添上郡。	兆域東西二町。南北二町。			
016	B	狹城眉列池後陵	在大和國城上郡。	兆域東西二町。南北二町。			
017	B	惠我長野西陵	在大和國添下郡。	兆域東西二町。南北二町。			
018	B	狹城居列池上陵	在大和國城上郡。	兆域東西二町。南北二町。			
019	B	惠我藻伏岡陵	在大和國城上郡。	兆域東西二町。南北二町。			
020	B	百舌鳥耳原中陵	在大和國添下郡。	兆域東西二町。南北二町。			
021	B	百舌鳥耳原南陵	在大和國城上郡。	兆域東西二町。南北二町。			
022	B	丹比柴籬宮御宇反正天皇。	在大和國添下郡。	兆域東西二町。南北二町。			
023	B	惠我長野北陵	在河内國志紀郡。	兆域東西二町。南北二町。			
024	B	菅原伏見西陵	在河内國志紀郡。	兆域東西二町。南北二町。			
025	B	丹比高鷲原陵	在河内國志紀郡。	兆域東西二町。南北二町。			
026	B	河内坂門原陵	在河内國志紀郡。	兆域東西二町。南北二町。			
027	B	傍丘磐杯丘南陵	在河内國志紀郡。	兆域東西三町。南北二町。			
028	B	埴生坂本陵	在大和國添下郡。	兆域東西八町。南北八町。			
029	B	傍丘磐杯丘北陵	在河内國志紀郡。	兆域東西五町。南北五町。			
030	B	三嶋藍野陵	在河内國志紀郡。	兆域東西三町。南北三町。			
031	B	古市高屋丘陵	在河内國志紀郡。	兆域東西三町。南北三町。			
		勾金橋宮御宇安閑天皇。	在河内國志紀郡。	兆域東西一町。南北一町五段。			
			在河内國志紀郡。	陵戶一烟。守戶一烟。			

律令陵墓制の特質について（石井）

032	B	身狹桃花鳥坂上陵	檜隈盧入野宮御宇宣化天皇。	在大和國高市郡。	兆域東西二町。南北一町。	守戸五烟。
033	B	檜隈坂合陵	磯城嶋金刺宇欽明天皇。	在大和國高市郡。	兆域東西四町。南北四町。	陵戸五烟。
034	B	河内磯長中尾陵	譯語田宮御宇敏達天皇。	在河内國石川郡。	兆城東西三町。南北三町。	守戸五烟。
035	B	河内磯長原陵	磐余池邊列楓宮御宇用明天皇。	在河内國石川郡。	兆城東西二町。南北三町。	守戸三烟。
036	B	倉梯岡陵	倉梯宮御宇崇峻天皇。	在大和國十市郡。	無陵地并陵戸。	
037	B	磯長山田陵	小治田宮御宇推古天皇。	在河内國石川郡。	兆域東西二町。南北二町。	陵戸烟。守戸四烟。
038	B	押坂内陵	高市岡本御宇舒明天皇。	在大和國上郡。	兆城東西九町。南北六町。	陵戸三烟。
039	B	大坂磯長陵	難波長柄豐確宮御宇孝徳天皇。	在河内國石川郡。	兆城東西五町。南北五町。	守戸三烟。
040	B	越智岡上陵	飛鳥川原宮御宇極天皇。	在大和國高市郡。	兆城東西五町。南北五町。	陵戸五烟。
041	C	山科陵	近江大津宮御宇大智天皇。	在山城國宇治郡。	兆城東西十四町。南北十四町。	陵戸六烟。
042	D	檜隈大内陵	飛鳥淨御原宮御宇武天皇。	在大和國高市郡。	兆城東西五町。南北四町。	陵戸五烟。
043	D	同大内陵	藤原宮御宇持統天皇。	合葬檜前大内陵。	兆城東西二町。南北二町。	陵戸六烟。
044	D	眞弓丘陵	岡宮御宇・天皇。	在大和國高市郡。	兆城東西三町。南北三町。	陵戸五烟。
045	D	檜前安上岡上陵	藤原宮御宇元明天皇。	在大和國高市郡。	兆城東西三町。南北五町。	守戸五烟。
046	D	奈保山東陵	平城宮御宇元明天皇。	在大和國添上郡。	兆城東西五町。南北五町。	陵戸五烟。
047	D	奈保山西陵	平城宮御宇淨足姫天皇。	在大和國添上郡。	兆城東西三町。南北五町。	守戸五烟。
048	D	佐保山西陵	平城朝御宇太皇后藤原氏。	在大和國添上郡。	兆城東西十二町。南北十二町。	守戸四烟。
049	D	佐保山南陵	平城宮御宇勝宝感神聖武天皇。	在大和國添上郡。	兆城東西四段。西七町。南北七町。	守戸五烟。
050	D	佐保山東陵	平城朝御宇太后藤原氏。	在大和國添上郡。	兆城東西三町。南北七町。	守戸五烟。
051	D	淡路陵	廢帝。	在淡路國三原郡。	兆城東西六町。南北六町。	守戸一烟。
052	D	高野陵	平城宮御宇天皇。	在大和國添下郡。	兆城東西五町。南北三町。	守戸五烟。
053	D	高原西陵	春日宮御宇・天皇。	在大和國添上郡。	兆城東西九町。南北九町。	守戸五烟。
054	D	吉隱陵	皇后太后紀氏。	在大和國城上郡。	兆城東西四町。南北四町。	守戸五烟。
055	E	田原東陵	平城宮御宇天宗高紹天皇。	在大和國添上郡。	兆城東西八町。南北九町。	守戸五烟。
056	F	宇智陵	皇后井上内親王。	在大和國宇智郡。	兆城東西八町。南北九町。	守戸五烟。
057	G	柏原陵	太皇太后高野氏。	在山城國乙訓郡。	兆城東西八町。南北九町。	守戸五烟。
058	G	高畠陵	皇太后藤原氏。	在山城國伊豫郡。	兆城東西三町。西五町。南三町。	守戸五烟。
H	H	八嶋陵	崇道天皇。	在山城國乙訓郡。	兆城東西五町。南北四町。	守戸五烟。
061	H	河上陵	贈皇太后藤原氏。	在大和國添上郡。	兆城東西四町。南北四町。	守戸五烟。
062	H	宇波多陵	宇波多陵。	在大和國添下郡。	兆城東西四町。南北三町。	守戸五烟。

律令陵墓制の特質について（石井）

1	0	8	P	次宇治墓	贈正一位藤原氏。同天皇外祖母。	在山城國宇治郡政大臣墓内。贈太
1	0	9	P	愛石墓	贈正一位源氏。清和太上天皇外祖母。	在山城國愛石郡。
1	1	0	P	大岡墓	桓武天皇夫人從三位藤原朝臣。	在山城國葛野郡大岡鄉。
1	1	1	P	後愛石墓	太政大臣贈正一位美濃公藤原朝臣。	在山城國愛石郡。
1	1	2	P	深草墓	贈正一位藤原氏。陽成天皇外祖母。	在山城國紀伊郡。
1	1	3	Q	高畠墓	贈正一位大臣仲野親王。	在山城國葛野郡。
1	1	4	Q	河嶋墓	贈正一位當宗氏。	在山城國葛野郡。
1	1	5	Q	八坂墓	贈正一位藤原氏。	在山城國愛石郡八坂郷。
1	1	6	Q	拜志墓	贈正一位藤原朝臣總繼。	在山城國愛石郡八坂郷。墓地十町。
1	1	7	Q	次宇治墓	太政大臣正一位藤原朝臣。	在山城國愛石郡鳥戸郷。墓地四町。
1	1	8	Q	小野墓	贈太政大臣正一位藤原朝臣高藤。	在山城國宇治郡小野郷。
1	1	9	Q	後小野墓	贈正一位宮道氏。	在山城國宇治郡小野郷。
R				贈太政大臣正一位藤原朝臣時平。	在山城國宇治郡。	墓戸一烟。
又	宇治墓					

於山城國葛野郡田邑陵南原祭之。其兆域東西一町。南北一町。

R Q P O N M L K J I H G F E D C B A

右一遠墓	右二近墓	右三陵	右四遠陵
右二遠墓	右三近墓	右四遠陵	右五遠陵
右三遠墓	右四近墓	右五遠陵	右六遠陵
右四遠墓	右五近墓	右六遠陵	右七遠陵
右五遠墓	右六近墓	右七遠陵	右八遠陵
右六遠墓	右七近墓	右八遠陵	右九遠陵
右七遠墓	右八近墓	右九遠陵	右十遠陵
右八遠墓	右九近墓	右十遠陵	右十一遠陵
右九遠墓	右十近墓	右十一遠陵	右十二遠陵
右十遠墓	右十一近墓	右十二遠陵	右十三遠陵

例

Specific feature on Ritsuryo Ryobo System -through consideration over Ryoko-

律令陵墓制の特質について
(石井)

by ISHII, teruyoshi

This thesis discusses how characteristic Ritsuryo Ryobo system is with a closer look on Ryoko, the guard of Ryobo. It is no exaggerating to say that studies on Ryobo system has mainly been focusing on and developed through the detailed investigation and analysis of Engi horyoryou Shiki. These studies show that the biggest epoch-making influence on Ritsuryo Ryobo System is the enactment of Asuka kiyomihararyo or Taihoryo. It could be said that these studies have over looked and failed to estimate the impact of the establishment of Engi shoryoryou shiki, or konin shiki or jougan shiki which were said to be consulted on when editing Engi shoryoryou shiki.

Yoro ryo designates Ryoko as one of the Five Lowlies. Accepted theory that the recent studies hold tells us that Taihoryo, on the other hand, did not specify Ryoko as the lowly. It should be explained that there was an alteration in accordance with the social status of Ryoko, the guard of Ryobo; a fundamental change in the Ritsuryo Caste system. Could this constitutional rearrangement of the Caste brought about to Ryoko have nothing to do with Ryobo system? By attempting to answer this question, this thesis will deal with the distinctive aspect of Ryobo system with a close look on the social status of Ryoko.